

630

告示

規

順治二年十一月三十日

火曜日

險者の指定するものとして次のように指定した。

號
火曜日

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十一號鳥取縣甘藷移動制限規則の一部を次のように改める。

健康保険法、船員保険法並びに國民健康保険法に基く保険者の指定するもので次のように異動した。

◎鳥取縣告示第五百三十五號
健康保険法、船員保険法並びに國民健康保険法に基く保

鳥取縣公報 每週一回
火金曜日發行(休刊當日)
時日翌日
明治和二十一年十一月二十五日
第千八百六十三號

和四年四月半五日
三種郵便物認可

諺病所名 在地 諺病所名 異體事由 暈暈年月
氣高郡正篠村 日本醫療團 國立療養所 昭和二十二年
大字篠村 滌村 奨健齋 移音 四月一日

◆鳥取縣告示第五百三十七號

健康保険法、國民健康保険法並びに船員保険法に基く總科醫師たる保険醫に次の通り異動があつた。

昭和二十一年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所 診療所 保険歯科

々在地 の名稱

鳥取市 高田歯科

東本治町 醫院内

朝倉元三郎

管外轉出

昭和二十二年十月二十七日

異動事由 異動年月日

鳥取縣告示第五百三十八號

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

動力耕摺業免許證を次の者に對し下付した。
昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
免許證番號 住 所 氏名 生年月日

一六九九 米子市上福原 澤田國夫 大正四年十月三十日
一一一一番地 同 同 同 同

一七〇〇 西伯郡御來屋町 角田保則 同 六年六月十六日
八〇〇番地 同 同 同 同

一七〇一 東伯郡高城村 朝倉定一 同二十六年三月二十一日
二〇七二番地 今在家六四番地 會長 柏木碇 三月十四日

一七〇二 同 上米積 荒益君雄 大正四年九月十四日
二一八番地 同 同 同 十二月二十四日

一七〇三 同 小鴨村韓内 山本良藏 同 十二年十二月二十一日
二五四一番地 同 同 同

一七〇四 同 同 同 同
同 小鴨村韓内 山本良藏 同 十二年十二月二十一日

◆鳥取縣告示第五百四十號
動力耕摺業免許者中次の通り廢業届があつた。
昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
免許證番號 住 所 氏名 生年月日

一二二五 西伯郡所子村福尾二一六番地 金田友太郎
一二二六 西伯郡所子村福尾二一七番地 金田友太郎

◆鳥取縣告示第五百四十一號
鳥取縣種畜場濱村分場を鳥取縣氣高郡正條村に設置し昭和二十二年十一月から開場する。
昭和二十二年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
印 刷 所 鳥 取 縣 印 刷 所

00535

00586-1

00535

昭和二十一年十一月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
診療所 診療所 保険歯科
々在地 の名稱
鳥取市 高田歯科
東本治町 醫院内
朝倉元三郎
管外轉出
昭和二十二年十月二十七日
異動事由 異動年月日

鳥取縣公報
(昭和四年四月十五日) 発行
第三種郵便物認可
昭和二十一年十一月二十五日

年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

免許證番號 住 所 氏名 生年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

免許證番號 住 所 氏名 生年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

免許證番號 住 所 氏名 生年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
印 刷 所 鳥 取 縣 印 刷 所

昭和二十一年十一月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
診療所 診療所 保険歯科
々在地 の名稱
鳥取市 高田歯科
東本治町 醫院内
朝倉元三郎
管外轉出
昭和二十二年十月二十七日
異動事由 異動年月日

鳥取縣公報
(昭和四年四月十五日) 発行
第三種郵便物認可
昭和二十一年十一月二十五日

年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

免許證番號 住 所 氏名 生年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

免許證番號 住 所 氏名 生年月日
同
昭和二十一年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
印 刷 所 鳥 取 縣 印 刷 所